

平成 29 年

# 総務産経常任委員会会議録

平成 29 年 9 月 12 日

）

平成 29 年 9 月 21 日

田 上 町 議 会

平成29年第5回定例会  
総務産経常任委員会会議録  
(第1日)

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成29年9月12日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番  | 熊 倉 正 治 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君   |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君   |     |           |
- 4 欠席委員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 町 長     | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁   |
| 副 町 長   | 小日向 至   | 庶務防災係長 | 中 野 貴 行 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 政策推進係長 | 渡 辺 聡   |
| 地域整備課長  | 土 田 覚   | 下水道係長  | 風 間 力   |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- |        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨   |
| 書 記    | 渡 辺 真夜子 |
- 7 傍聴人  
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第 6号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について
- 承認第 7号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について中
- 第1表 歳 入  
第1表 歳出の内  
9款 消防費

- 1 3 款 災害復旧費
- 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度田上町一般会計補正予算（第 5 号）議定について中
  - 第 1 表 歳 入
  - 第 1 表 歳出の内
    - 2 款 総務費
    - 8 款 土木費
    - 9 款 消防費
    - 1 3 款 災害復旧費
  - 第 2 表 地方債補正
- 議案第 4 1 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 請願第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願について

---

午前9時00分 開 会

---

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 皆さん、おはようございます。今日は、29年度の第5回定例会の総務産経委員会の付託議案の審査を行いたいということでございます。

北朝鮮の脅威をいつも感じて過ごしておられるかもわかりませんが、今日朝安保理で全会一致の制裁案ということで、中身を聞くとちょっと骨抜きかなという感じもしますけれども、もう少し町民の安心、安全が確保をされるように願ってございます。

そういう中でも、ご承知のように田んぼも黄色くなりまして、早生の稲刈りはもう始まっていると思います。そういう面では、ちょっと雑音が入りましたが、田上町先週ですか、温泉まつりを9月の8日から始まりまして、今月いっぱい温泉まつりということですので、皆さんのほうもぜひ参加できるようにしていただきたいというふうに思っております。

今日は、承認の報告2件と議案2件、それから請願1件ということで、何度も言いますけれども、忌憚のない議論をお願いしたいというふうに思います。

では、町長、ご挨拶をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 改めておはようございます。

今ほど委員長さんからお話がありましたように、この天気で農家の人から聞くと早生は8割ぐらいだと、もう刈り取り終わったということではありますが、きのう実は坪刈りがありまして、どうも収量はかなり少ないというような話でした。しかしながら、ニュースでは県央地区の早生のできればは、もうほとんど1等米だということですから、ちょっと量は少ないけれども、1等米に近い量になるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、お知らせをしておきたいと思っております。

先般の本会議におきましては、大変ご苦労さまでした。8名の方から一般質問いただきまして、三條新聞社さんが詳しくは質問の内容も記載したみたいですので、改めて確認をして、これからの行政に生かしていくのは、当然生かしていきますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

今議会で総務産経のほうに付託をいたしましたのは、承認、専決処分2件と補正

予算であります。2件、それから一般会計、特別会計の補正予算の計4件でありますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ありがとうございます。

それから、三條新聞さんから傍聴の願ひが出ておりますので、これを許可しておりますので、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、今ほど町長のご挨拶もありましたけれども、承認第6号 専決処分、それから承認第7号の同じく専決処分の2つの報告ということ、議案第40号の一般会計補正予算、それから41号 29年度田上町の下水道事業特別会計補正予算の4件、それから請願の第1号ということで、付託されておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、これより議事に入ります。承認第6号、第7号を一括議題といたします。

では、執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。それでは、承認第6号、承認第7号についてご説明申し上げます。

この2件につきましては、初日に町長のほうから提案説明したとおりに、7月の大雨に伴う関連の応急復旧というようことで専決処分させていただいた内容でございます。議案書につきましては、議案の4ページからになります。4ページで承認第6号 専決処分の報告ということでありまして、一般会計補正予算（第3号）、専決処分の日ではありますが、7月18日ということで、7月18日発生の大雨に伴う災害関連経費についてということでありまして、緊急に実施する必要があったことから、やむなく専決処分とさせていただいた内容であります。

それでは、ページめくりまして6ページに入りますが、一般会計の補正予算（第3号）ということで、歳入歳出それぞれ2,271万6,000円を追加するものであります。

めくりまして歳入ではありますが、11ページおめくりください。11ページで歳入ではありますが、19款の繰越金ということで、災害関連経費に充てるために2,271万6,000円を追加させてもらうものであります。歳入は以上であります。

続きまして、12ページから歳出ではありますが、まず9款消防費、1項4目防災費ということで60万円追加させていただきましたが、これは職員の大雨に伴う水防配備体制に伴う職員の時間外勤務手当ということで、お願ひしたものであります。

消防については以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。よろしく申し上げます。

13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目の災害復旧費でございますが、1,126万7,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほどもお話ししたとおり、7月18日付けの専決でございます。内容についてはさきの全協2回のところでお話ししてございますので、詳細については省かせていただきますが、右側の説明欄で説明させていただきます。

道路の関係が14カ所、河川が10カ所、応急作業が8カ所ということでの総体でございます。11節の需用費でございますが、消耗品でございます。土のう袋ということで3万4,000円、12節の役務費395万3,000円をお願いするものでございますが、これについては応急復旧の作業員の手数料でございます。延べ145人でございます。次に、14節の使用料及び賃借料でございますが、611万3,000円をお願いするものでございます。これについては、車借上料ということで、ダンプやバックホーやポンプの借り上げ等の費用でございます。ダンプにつきましては延べ43台、バックホーにつきましては延べ39台及びポンプの借り上げ等が含みまして611万3,000円の費用をお願いするものでございます。16節の原材料でございますが、101万6,000円をお願いするものでございまして、大型土のうやブルーシート等の費用でございます。22節の補償補填及び賠償金でございますが、15万1,000円をお願いするものでございますが、これは電線移設の補償ということで、田上中脇の法面の復旧に伴いまして、それに係る電線等の移設費用でございます。

次に、2目の河川災害復旧費でございます。782万円の補正をお願いしたものでございますが、15節の工事請負費でございます。川船河のにすけ会館の前のところで、403号線に隣接してどうしても早急にもう復旧しなければならないということで、専決させていただいた費用でございます。782万円でございます。なお、この工事につきましてはおおむねもう工事が進捗してございます。8割方もう終わってございまして、残り少しでございますので、大変ありがとうございました。403が欠けるとすぐ困るものですから、大変ありがとうございました。

私のほうからは以上でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、13ページのほうでございます。上のほう、2項の農林水産業施設災害復旧費、1目災害復旧費でございます。220万3,000円お願いしたものでございます。これについては、農業用施設ということで梅団地の道路、林道ということで護摩堂林道、茗ヶ谷林道、一の滝林道、三ノ沢林道、それぞれ路面流出、土砂流入、路肩

の崩落、区間の埋没等でございます。12節の役務費については、労務賃ということでございます。14節の使用料及び賃借料、バックホーの12台をはじめ、タイヤショベル1台、ダンプ9台、振動ローラー1台、軽トラ1台、コンパクター0.5台、半日ということでございます。それと、16節の原材料費については応急復旧材料ということで、クラッシャーラン6立米、アスファルト2立米、植生土のう60枚、グリズリアンダー40立米、塩ビ管5本ということでございます。それらを合わせて220万3,000円ということでございます。

3項のその他公共施設災害復旧費というところで、これについては町道になるのですけれども、護摩堂の登山道でございます。路面の剥がれ及び洗掘ということで、こちら12節の金額が82万6,000円ということでございます。12節の役務費については、労務費でございます。14節の使用料及び賃借料については、バックホー4台、ダンプ5台、コンパクター4台、それと16節の原材料費、応急復旧材料ということで、グリズリアンダーを49.5立米ということで、合計の82万6,000円ということでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 引き続きまして、承認第7号であります、議案書の14、15ページをお開きください。承認第7号は、専決処分の報告ということでありまして、一般会計補正予算（第4号）であります。

これについては、7月24日発生の大雨に伴う災害関連経費を中心としたものでありまして、これについても緊急に実施する必要があったことから、やむなく専決処分とさせていただきます。

では、ページめくりまして16ページに一般会計補正予算（第4号）ということで内容がありますが、歳入歳出それぞれ738万3,000円の追加をするものであります。

続きまして、歳入であります、21ページお開きください。21ページ歳入、19款繰越金738万3,000円ということで、これも災害復旧費、また社文のほうに付託されている中学校の合併浄化槽の故障に伴う関係も含めて関連経費として上げさせていただきます。

めくりまして22ページになりますが、歳出ということで9款消防費であります、同じく承認第6号と同じく4目防災費で40万円ということで、水防配備体制に伴う職員の時間外勤務手当を追加をお願いしたものであります。

消防費については以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） 同じく13款でございます。一番下段になりますが、13款

災害復旧費、1項公共土木災害復旧費、1目の災害復旧費でございますが、443万9,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、道路が4カ所、河川災害が7カ所、応急作業が3カ所の24日分の費用でございます。12節の役務費、復旧作業員の費用でございますが、124万2,000円をお願いするものでございます。これについては、作業員の数延べ39人でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、281万9,000円をお願いするもので、車借上料、ダンプトラックが延べ15台、バックホーが延べ13台、ポンプの借り上げの費用を合わせて281万9,000円をお願いするものでございます。16節の原材料費でございますが、これは応急復旧材料でございます。大型土のうや碎石、ブルーシート等の費用でございます。37万8,000円をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 23ページ、ごらんいただきたいと思います。2項農林水産業施設災害復旧費、1目災害復旧費ということで、これについては農業用施設、上横場にあります田上郷排水機場の流入ごみの処理、これは労務費のみでございます。それと、林道、川船の今滝・冬鳥越線の法面崩落、その応急復旧、倒木とかブルーシートがけにかかる経費でございます。説明欄ごらんいただきたいと思います。災害復旧事業ということで60万円お願いしたものでございます。12節の役務費については、労務賃ということでございます。14節使用料及び賃借料、車借上料ということでダンプ2台分の経費でございます。それと、16節の原材料費、応急復旧材料、植生土のうが100袋、ブルーシートが13枚の経費となっております。

以上です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました2議案について、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 歳入全般についてちょっと質問したいのですけれども、全部繰越金でやっておりますが、例えば国、県からの何か使える財源とかはなかったのでしょうか。例えば川船の国道403の場所なんていうのは国道の際なので、これを何とか国道とみなしてもらって何かつけてもらうとか、そんなことができなかったのか、そういう検討はどうなったのか、ちょっとそこら辺聞かせてください。

総務課長（吉澤深雪君） ただいま川船の狐沢でしたか、403との関係。あれについては、後でまた地域整備課長のほうから詳しく説明すると思いますが、現場で県との協議の結果、県では無理だというような話があったのですが、それ以外国の補助等につ



いては、今回はあくまでも専決処分については応急復旧というような内容でありますので、これは補助対象というのにはちょっと難しいかなと、逆に言うとなんかやらないといけないものでありますから、放置ができないというようなことでもあります。あと、それ以外に災害復旧事業債ということで、災害復旧債の関係も実はこの専決処分ではなくて、この後お願いします議案第40号のほうの一般会計の補正予算で可能なものは上げています。発行をできるかもしれないというものについて上げさせていただいています。それについては、また今後県と協議した中で認められるというか、ふさわしいかどうかということの審査を受けながら、協議を進めていくような形で進めていきます。

私のほうから以上になります。

地域整備課長（土田 覚君） 今の狐沢の関係でございますが、県と十分協議をしましたが、今回の雨で3メートル下の樋管がずれているというのが原因が特定できませんので、県からやってもらおうという努力はしたのですけれども、なかなかちょっとできない。ただし、国道403号線の上部の側溝の復旧については、その分については新潟県から費用負担をしていただくということで話がついてございます。あくまでもその下の部分だけの、国道敷から外れた部分だけの費用についてお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

（わかりましたの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

なければ、ちょっと1点教えてもらいたいのですけれども、承認第6号は7月の18日なのですか、それから第7号は24日ということだと思いのですけれども、7月4日というのは全然あれなのですか、前触れ情報とか出たのですけれども、これに伴う費用というのは全く発生していないのですか。

総務課長（吉澤深雪君） 7月4日についても、これは夜明け前というか、真夜中に配備出ましたので、それは既決の当初の予算内で何とかやりくりした中で、消防の防災費で全て職員の時間外は措置したということでもありますし、それ以外のいろいろな第2配備に係るいろんな機械の借り上げとか、その他の関係もありましたが、それについても既決の予算内でおさめることができたということでもあります。ただ、18になるともうさずがに何度もあると、なかなか既決の当初の予算ではおさまらないものですから、警戒本部長であります町長の指示のもと、専決処分に対応するというので、この日、18から早速動いたということでもあります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そうすると、災害復旧費は承認第6号で既定額がゼロだったものは新規に立てたわけですね。そうするとあれですか、4日の分にも立てるほどの額は発生しなかったという意味合いなのでしょうか。そこだけちょっと確認。

地域整備課長（土田 覚君） 今委員長おっしゃられた7月の4日のときには、信濃川の水位も上がってございませんし、まだ地中が湿潤状態ではございませんでした。からからの状態でございましたので、強いて言うならば、ポンプの借り上げ費用だけだったし、道路、河川の被害についてはございませんでした。したがって、ポンプの借り上げ費用については既決予算の8款の中で対応させていただきましたので、13款で対応することはなかったということでもよろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、ほかにありませんので、承認第6号及び第7号については質疑を終結いたします。

続きまして、議案第40号、41号、提案は一括で提案をされたのですが、今日は一般会計と特別会計なので、分けてさせていただきますので、よろしく願いします。

それでは、議案第40号 一般会計補正予算について説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案第40号であります。ページでいきますと24ページからになります。29年度の一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の補正については、それぞれ4,814万3,000円を追加するものであります。第2条としまして、地方債の補正ということで、先ほど専決処分で若干触れましたが、地方債の追加ということで第2表であります。ページにしますと、27ページをお開きください。地方債の補正ということで、単独災害復旧事業ということで1,850万円を限度に借り入れの発行をお願いしたいということであります。これについては、河川や道路、林道、それぞれ災害復旧債となり得るものをピックアップしたものを今回上げさせていただいています。なお、災害復旧事業については、これについては借りたものについて全て単なる借金というわけではなくて、交付税算入47.5%の交付税算入が、償還に対して47.5%ということで見込めるということで見込める内容であります。

それでは、引き続き歳入歳出のほう説明いたしますが、30ページからになります。歳入であります。14款国庫支出金ということで総務費の国庫補助金77万3,000円、これはマイナンバー関連に伴うシステム整備に伴う国の補助ということであります。

それが追加となったものでございます。

続いて、5目教育費国庫補助金26万9,000円ありますが、これについてはコミュニティスクールの導入推進に伴う関係で補助金ということで、国から3分の1、事業費の3分の1が認められているというような内容であります。

それから、16款財産収入であります。不動産の売り払い収入ということで、これについては旧曾根交流センターの跡地であります一区画がこのたび売却できたということで追加させていただきました。69万円ということであります。

それから、18款繰入金については、介護保険特別会計からの繰り入れということで、これは平成28年度の精算に伴う、実績に伴う介護保険からの返還金ということであります。

それから、19款繰越金については、不足する財源について1,093万4,000円追加をお願いしますのものであります。

それから、20款諸収入であります。過年度収入ということで、これも28年度の障害児の入院関係に伴う補助金ということで、28年度の精算に伴う国、県からの補助金の受け入れであります。

それから、21款町債は災害復旧債ということで、歳入で説明したとおり1,850万円をお願いしますのものであります。それぞれ土木施設なり、農林施設等の内訳が上がっております。

歳入は以上であります。

ページめくりまして歳出になりますが、32ページになります。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ということであります。説明欄ありますが、その他事業ということで委託料でまず399万6,000円ということで、新規の分ではありますが、特定個人情報に関する安全管理措置対応支援業務委託料でございますが、それとその下の情報セキュリティポリシー改訂支援業務委託料、どちらも電算関係の委託で、電算というか、情報等の関係のための支援業務の委託料であります。これについては、マイナンバー関連で国の指針により、これらをそろえておかなければいけなくなったというものでありまして、それに伴い外部から支援業務ということでお願いしますのものであります。詳しい内容は、また後ほど説明いたします。それから、システム整備委託料、これはマイナンバーに伴うシステム関連経費ということで64万円を追加させてもらうものであります。

それから、4目交通安全対策費ということで109万1,000円ありますが、工事請負費ということでありまして、これについては原ヶ崎の鈴木クリーニング前の丁字

路に幼稚園から出てくる道について、信号機を設置したいという要望をしておりますが、それに伴う警察との協議の中で、まず信号機設置する前にやらなければならない条件整備というようなことで横断歩道なり、いろいろ歩道の整備の関係について、主に町道部分についての関係の工事を今回上げさせていただいています。なお、国道についてのまた歩道等の関係については、県にお願いしております、おおむね了解を得られていますので、同時にあわせて申請する内容であります。

それから、9目広報費であります、広報事業ということで職員の時間外勤務手当であります、これは町のPR推進、大学連携の関係でいろいろ進めている中でやむを得ず時間外ということでお願いする内容であります。

ちょっと説明戻りますが、特定個人情報に関する安全管理対応支援業務の委託ということで、今日お配りした資料の説明というか、お出しいただきたいと思えます。タイトルの中に業務の概要となっておりますが、2件それぞれ特定個人情報に関する安全管理措置対応支援業務、それに伴ってその下が情報セキュリティポリシー改訂支援業務ということであります。それぞれ業務の目的、書いてあるとおりであります。国のガイドラインにあわせてこれを今後そろえないと、整備しなければいけないという内容であります。業務内容については3点ありますが、ドキュメント関係、文書関係の整備状況なりいろいろな個人情報として基本方針取り扱い規定等の作成支援、それから職員研修ということであります。それから、成果品としてそれぞれ3点あります。これが特定個人情報に関する安全管理措置の対応支援業務の内容であります。

それから、その下で情報セキュリティポリシー改訂支援業務ということでありますが、これについては上の特定個人情報の安全管理措置と対応することで、今あるこのセキュリティポリシーについて改訂をしなければいけないことで、整合性を図りながら改訂する内容であります。業務内容としましては4点ありますが、それぞれこの4点の関係と、それから成果品、それぞれこういうような内容でいきたいと、提供していきたいという内容の委託料であります。

2款についての説明は以上になります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、35ページお願いします。8款土木費、3項都市計画費、3目の下水道対策費でございますが、412万9,000円の補正をお願いするものでございます。28節の繰出金でございます。412万9,000円の下水道事業特別会計の繰出金をお願いするものでございますが、内容につきましては議案41号の下水道事業特別会計の補正予算でお話し申し上げますが、全体の1,300万4,000円の費用

から、28年度の繰越金を引いた、残った、足りない分の412万9,000円の繰出金をお願いするものでございます。

以上でございます。

総務課長（吉澤深雪君） 引き続きまして、9款消防費になりますが、4目防災費であります。職員の時間外勤務手当ということで追加をお願いするものでありますが、これは今後の台風、あるいは大雨等に対する時間外勤務手当不足しておりますので、それをお願いするものであります。

消防費については以上になります。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、36ページ、13款災害復旧費をお願いいたします。1項公共土木施設災害復旧費、2目の河川災害復旧費でございます。772万2,000円をお願いするものでございます。その内容につきましては、15節の工事請負費でございます。その内容についてご説明申し上げます。1カ所は、茗ヶ谷川の応急復旧をしてございますが、法面崩壊に伴う本復旧工事394万2,000円をお願いするものと、羽生田川護岸の崩壊の箇所が1カ所ございますので、ブロック積みをする費用378万円、合わせて772万2,000円の工事請負を9月補正でお願いするものでございます。

次に、3目の道路橋梁災害復旧費222万6,000円の補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、15節の工事請負費159万9,000円、これにつきましてはこの委員会でも見に行っていましたが大原・今滝線、野球場のところでございますが、法面復旧の本復旧をお願いするものでございます。Lイコール7メートル、法長10メートルの本復旧工事を1カ所お願いするものでございます。なお、それに伴います22節補償補填及び賠償金、電柱仮設補償62万7,000円をお願いするものでございますが、それは先ほどお話ししました大原・今滝線の復旧に際して電柱等の仮設が必要なことから62万7,000円の補償補填及び賠償金をお願いするものでございます。

以上でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 36ページ下段になります、2項農林水産業施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費ということで129万6,000円をお願いするものでございます。これについては、林業施設災害復旧事業、工事請負費でございます。林道土場線の災害復旧工事ということで、主に路肩崩落、樋管埋没、法面の崩落とか、路面流出等の工事請負費でございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ただいま説明ありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 30ページの歳入の財産収入の要は曾根のことなのですけれども、これちょっと詳しく聞かせてもらえませんか。例えば地元の人を買ったのか、またはどこかから移住するためにその土地を取得したのか、または特別今回初めて売れたわけですけれども……初めてではない、売れたわけですけれども、何か特別な営業をかけて成果が出たのかとか、そういうところ何か詳細ちょっと聞かせてもらえればと思います。

総務課長（吉澤深雪君） これは、前の全協でも1回お話をした内容なのでありますが、これについては旧曾根交流センター、今まで一区画で全部ずっと持っていたものをなかなかそれでは売れなかったものですから、4区画に分けて販売、入札を求めたと。その4区画に分けて町外からの転入者を限定していたものを今回は町外と町内に住んでいるアパートであれば対象者を広げたということで、今回求めたような内容でありまして、今回は残念ながら入札については1件しかできなかったということでありまして、それについては町外の方、加茂市に在住の方が今回落札をされたという内容であります。なお、69万円ということで、落札額が69万円であります。最低制限価格は一応67万円で、ちょっと2万円プラスボーナスいただいたような形。あと、面積的には557.61、細かいところ省くと558平方メートルというような面積を安く提供したと。少子定住化対策の一環として安く売却した内容であります。

以上であります。

11番（池井 豊君） 今回売れたのは非常によかったのですけれども、ちょっと今後保明も含めてどういうふうな感じで続けていくのか、ちょっとそれもあれば聞かせていただきたいと思います。

総務課長（吉澤深雪君） それについては、実は全協で1回お話しさせてもらったのですが、今回また残ったものについては、もう一回同じような形で1回、2回とすぐ終わらせるのではなくて、続けて入札を行うということで、まずは今年度もう一回まずやってみて、その状況を見ながら、また今後どうするかというのを検討していきたいと考えています。

総務産経常任副委員長（高取正人君） こちらの業務の内容ということでもらった情報セキュリティとか、個人情報の扱いについてなのですが、よそのホームページを見ますと成果品についてはホームページで公開しているのですが、田上のほうではそ

ういうホームページで公開するようなことについて検討はされていますか。

政策推進係長（渡辺 聡君） 業務の質問ですが、まず1点目の特定個人情報に関する安全措置の関係につきましては、ホームページ上での公表につきましては基本方針と取り扱い規定に関しましては、ホームページで公表する予定にしております。

続きまして、その下段、情報セキュリティポリシー改訂支援業務につきましては、これは田上町の方としても既に情報セキュリティポリシーは公表しております、こちらについてはどこの市町村も公表はされていないと思います。といいますのは、これが漏れますと田上町でどういうふうに情報を取り扱っているかというのが全てわかるものですから、他言してはならないというものでありますので、こちらのほうについては共有しないという状況になっていきますので、よろしくをお願いします。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 情報セキュリティポリシーなのですが、総務省のほうでは公開されていますよね。それで、田上町のほうでできなければ、そういう公開されている総務省のほうにリンクを張るとかというのはできないのでしょうか。

政策推進係長（渡辺 聡君） 総務省さんのほうで公表されているというお話自身ちょっと私初めてお伺いしましたが、各どの自治体もですけども、各自治体で保有する情報セキュリティポリシーといいますのは、もともとセキュリティポリシーというのはどういうものかといいますと、情報資産です。田上町の持っています情報資産をどのように管理していくかということを決めたものになりまして、それについては例えば田上町であれば住基の住民基本台帳をもし閲覧するとすれば、職員の保有しているICカードがなければ例えばできないだとか、その自治体によって条件違ってまいりますので、その辺を一律に同じという状況下にはなり得ませんので、基本的な本質的には同じような部分もあろうかと思いますが、細部の部分で変わってまいりますので、その辺は全くイコールということになりませんので、リンクを張って、それでよしというふうにはちょっとならないというような状況になりますので、よろしくをお願いします。

5番（今井幸代君） 関連してちょっと質問いたしますが、まず両業務とも職員研修ということで入っていましたが、これは担当者向けの職員研修というふうになるのでしょうか。対象職員を教えていただきたいというのがまず1点と、あと情報セキュリティポリシー既にあるので、上記の安全管理措置を定めた中で整合性を図ることなのですが、そうすると実施要領の決定と、キックオフ研修とその職員研修はどのように違ってくるのかというのをちょっと説明いただきたいなと思います。

政策推進係長（渡辺 聡君） まず、1点目のご質問の特定個人情報に関する安全措置の部分につきましては、こちらの研修対象者はマイナンバーを取り扱う業務の方のみになりますので、対象といたしますと保健福祉課の職員と町民課の職員、それと総務課の職員が対象になるかと思えます。あと、今後の話になりますけれども、教育委員会のほうで今後マイナンバーを取り扱って、例えばデータ連携的に保育料の関係だとか、そういったことを今後実施していくということになれば、教育委員会の職員も対象ということになってまいります。続きまして、情報セキュリティポリシーのほうの対象者につきましては、これは職員全員です。

2点目のご質問の情報セキュリティポリシーの関係の業務内容の①番のキックオフ研修と職員研修の違いなのですけれども、これはちょっと表記がまずくて、①番につきましては各情報セキュリティポリシー上、各課から1名ずつ情報セキュリティに関する担当職員がいるということになっておりまして、その職員を1度集めまして、今回改訂する内容とそれに対して今実際その課でどのようなことが行われているのだということ聞き取りを行います。その際の説明会のことをキックオフ研修と言っている話であって、ようするに説明会ということになります。最終的に情報セキュリティポリシーができて共通手順書ができましたら、それを利用して全職員の研修も行うという状況になりますので、よろしくお願ひします。

5番（今井幸代君） ありがとうございます。

ちょっとまた別件でご質問いたしますが、交通安全対策費、原ヶ崎、鈴木クリーニングさんの前に横断歩道を設置するというので、町道分で横断歩道を設置することなのですが、県との協議の中で信号の設置もおおよそ見通しがついているということなのですが、違う。

（何事か声あり）

5番（今井幸代君） 何かいろいろあるみたいですが、そこら辺をおおむね了解得られているというふうに先ほど総務課長ご説明いただいているのですが、そういった中で具体的なスケジュールもある程度話には出ているのだと思えますので、その辺ちょっと詳細な説明をいただきたいなと思えますので、よろしくお願ひします。

総務課長（吉澤深雪君） すみません、ちょっと説明が悪かったようです。

まず、信号機の設置というのは、そこに設置するのは警察関係、公安委員会なのです。信号機を設置するしないというのは、全て公安委員会、警察等になるということでもありますので、私が先ほど県との協議というのは、国道403号線にも横断歩道を設置しますし、あと歩行者溜りということで、歩道等の関係を鈴木クリーニング



の前にちゃんと整備しなければいけないと、その協議を県と進めて、これは認められたということでもあります。つまり信号機を設置するための最低限の条件整備が今回県と協議した中で行われるということでありまして、それが初めて調った段階で警察のほう、加茂警察を通じて公安委員会のほうに上げて、信号機の設置条件がそろったので信号機を設置をぜひともお願いしたいということで、また再度要望していくという形になりますので、あくまでもまだ信号機を設置するための最低限のものをまず今回お願いするということでありまして、その後実際認められるかどうかというのはこれからの話になります。

以上です。

5番（今井幸代君） 何かこう釈然としないのが正直な感想なのですが、ある程度公安委員会のほうとも話は最低条件が整います、これ整います。はっきり言って信号機の設置の見通しが無いのに、多分こういった歩道整備といいますか、横断歩道の設置まで正直いかならないのではないかなというふうな感覚があるのですけれども、その辺本当に公安委員会のほうとの協議というのは進んでいないのでしょうか。具体的な設置に関してのこれから再度要望していくということなのですが、そこについての具体的な現在の状況というのは全く整っていないというふうなことなのでしょうか、その辺。

総務課長（吉澤深雪君） 事務屋の方では、要は警察とは当然協議していて、まず今やるべきことをやらなければ、まず土俵に乗らないということなのです。だから、まずは最低限これをしなければ信号機の設置はまずあり得ないと。それをまず整備するものを終わってからもう一回上げるという話なのものですから、だからそれがいつとかいう話ではなくて、まずこれを終わればまずでは信号機の設置の最低限のものはもうクリアしたので、あとは警察のほうで公安委員会がどれぐらいその場所が必要なのだということを判断してくれるかという内容です。

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 今回またいろんな話について、係長が実際に警察なり、県と協議しますので、詳しい横断歩道の場所とか何かについても係長から説明いたします。

庶務防災係長（中野貴行君） それでは、原ヶ崎の信号機の細かい説明ということなのですが、基本的に今既設の横断歩道1本ございます。今町道の前につけようとしているのは、幼稚園のほうから国道に出るところの横の道路になります。歩道が今何年か前に整備されましたが、そこの歩道のところ1カ所、それを整備しよう

という点と、あと403号線の横断歩道、鈴木クリーニングさん、ちょうど玄関の前ぐらいになるのですけれども、そこに横断歩道を新設。403号を横断するものをつけようかということになっております。今そういう形で加茂警察を通じて交差点協議ということで、こういうふうに工事したいのですけれども、よろしいでしょうかとお伺いをしているところで、具体的には近日中にその結果が来るという状況になりますので、今のところはそういうような形。当初は、既設は要らないのではないかとというような話もしていたのですけれども、県に申し上げたところではそれは残してもいいのではないかとということでは言われている、これは内々に言われているところです。これは、また県の公安のほうから正式な協議の回答が来たらどうなるかということになるかと思いますが、基本的には横断歩道1、2、3本、ここに設置したいとか、それにあわせてちょっと車どめの位置をちょっともう少しきれいにしようかというのは、歩行者溜りのところをもう少しきれいに整備しようかというのが今回の工事の内容になります。

よろしく申し上げます。

11番（池井 豊君） 今に関連してですけれども、後でいいのですけれども、委員長、取り計らい願いたいのですが、この後の所管事務調査か何かあったときに、ぜひそのようなちょっと図面というか、そういうのを出示してもらいたいのと、私もあそこちょっと危険な場所だと思っているのと、疑問に思っているのは鈴木クリーニング側のエスケープゾーンといいたいでしょうか、あそこらありますよね。空き地といったほうが、空き地ではおかしいか。あそこの所有権はどうなっていて、今度あそこら辺はどこに車をとめたら、それこそ交差点の駐車違反になるとか、ちょっと今回の横断歩道設置にも伴って、そういうところも含めて後日ちょっと、その周辺も含めてどのような状況になるのかとか、交通違反がどうだとか、そういうところも含めて研修させていただきたいと思いますので、そういう取り計らいをお願いいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 総務課長、今の池井委員の意見に詳細のどの辺に横断歩道、何メートルぐらいになるのか、そのところを警察と打ち合わせは進んでいると思うのですけれども、もし図形を描けるものならば、描いていただいて総務産経委員会のほうへ参考資料として提出していただきたいと思うのですけれども、可能ですか。

総務課長（吉澤深雪君） 今協議中でありまして、正式に決定したものではないのでありますが、進行形のものであれば、また後ほど今日にでもお渡しできればいいか

なというふうに思っていたので。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今日出せるの。

総務課長（吉澤深雪君） 正式に決定したものでなければというか、実際に決定したのがまたいつになるかわかりませんので、それはまた県と協議なり、警察と協議を何度も何度も繰り返すような話なものですから、いずれにせよ今回認めていただいたら、早速協議終わり次第工事に取りかかっていきたいというふうに考えていますので、なるべく早目にお出ししたいと思っております。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） なるべく早目にということ。

総務課長（吉澤深雪君） はい。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかご質疑ございますか。

ないようですので、議案第40号につきましては質疑を終了いたします。

最後になりましたけれども、議案第41号について執行側の説明を求めます。

地域整備課長（土田 覚君） では、議案41号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、37ページになりますが、よろしくお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,300万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,471万6,000円とするものでございます。その内容につきましては、下水道事業の汚水事業において汚水事業の計画変更及び都市計画法の変更認可作業を行う委託料の追加をお願いするものでございます。

それでは、歳入からお願いします。42ページになります。4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございしますが、412万9,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金です。総額が1,300万4,000円から28年度の下段になりますが、繰越金が887万5,000円ございますので、それを差し引いた412万9,000円の一般会計の繰入金をお願いするものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金でございしますが、補正額887万5,000円をお願いするものでございまして、これは平成28年度の下水道事業会計の繰越金を充てるものでございます。これでもうなくなりますということになります。

それから、43ページをお願いします。歳出でございしますが、2款下水道費、1項下水道事業費、1目の下水道事業費でございしますが、補正額1,300万4,000円の追加をお願いするものでございます。その内容につきましては、全て汚水事業と都市計画審議会の雨水の分と合わせてでございしますが、1節の報酬でございしますが、15万

円をお願いするものでございます。これについては、説明欄をお願いします。汚水事業の都市計画審議会委員の報酬15人分の費用をお願いするものでございます。なお、下段の雨水の都市計画審議会委員報酬7万5,000円をお願いするものでございます。開く時期がちょっと違いますので、ここで都市計画審議会委員の報酬をお願いして、合わせて1節の報酬15万円をお願いするものでございます。9節の旅費でございますが、3万4,000円、これについては上段の汚水事業に係る部分の都市計画審議会委員の費用弁償1万7,000円、下段の雨水事業の旅費、費用弁償1万7,000円、合わせて3万4,000円をお願いするものでございます。13節の委託料でございますが、1,282万円の委託料をお願いするものでございますが、後で詳しく話をしますが、公共下水道事業費の汚水の事業計画変更業務の費用1,282万円をお願いするものでございます。

この内容につきましては、委員の皆さん方には下水道事業の関係で全員協議会等でお話ししてございますが、平成7年に才歩から川船河のほうまでの間の基本計画を策定いたしました。平成10年に横場地区のあそこのところに農振除外して、その農振除外は関係者12名、19筆、面積でいうと1万7,633平米、約1町7反6畝を農振除外いたしました。その後平成11年には都市計画法、下水道法の事業認可をいただき、事業着手をしたところでございますが、委員の皆さんおわかりのとおり、平成13年には財政事情から下水道事業を休止したところでございます。そこで、その後平成25年には汚水事業の全体計画の見直しをし、これから雨水事業に引き続いて汚水事業を行うという説明をしたところで、皆さん方にもお話ししたとおり、才歩から以南の全区域を今の現終末処理場で全部処理ができるのだというお話はしてございますが、その事業計画の計画変更を今回お願いしたいということと、農振除外しました今の処理場用地、中央公共下水道の横場のところの下水道処理場と処理場用地を農振区域に戻す作業をしなければならないということになります。なお、その戻す話についてはこの3月に地権者の方々に説明をし、また集落説明を3月の末に説明をし、円満にいいだろうと、横場の人たちからはいいだろうと、そっちに持っていくのはいいだろうという許可をいただいております。したがって、圃場整備の絡みの区域に入れるためにも、今までの従前の処理場用地を農振農用地に戻さなければならない仕事及び委員の皆様にもお話ししている才歩から川船までの区域を現処理場で大丈夫ですよと、そこに持っていく事業計画変更の費用をお願いするものでございます。また、それに伴います都市計画決定図書の作成や、都市計画のほうの事業認可もあわせてお願いするものでございます。なお、都市計画決定に関する

る図書の作成が約100万円少しと、都市計画の事業認可の関係が170万円前後、それから下水道事業の計画変更が約990万円ほどでございます。

以上、概要を説明しましたが、よろしく申し上げます。なお、最後になりますが、才歩から川船までの全体計画面積でございますが、360ヘクタールほどあります。なお、今回事業計画変更する区域はそのうちの約86ヘクタールを事業認可という、事業計画変更するということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

これよりただいまの説明にございました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方。

5番（今井幸代君） ちょっと1点、参考までに教えていただきたいのですが、公共下水道事業の変更、事業計画の変更ということで、現計画の策定というのはこの計画策定していた、コンサルに委託をしたと思うのですが、どちらが策定したもののなのか、ちょっと参考までに現計画策定委託者といえますか、そこをちょっと教えていただきたいです。

地域整備課長（土田 覚君） 現計画の事業計画を作成した業者の名前でございますが、下水道の専門のオリジナル設計（株）でございます。

5番（今井幸代君） もう一点だけすみません。あと、おおよその計画変更に係る期間、計画策定完了までに要する時間というのがどれくらいになるのか教えてください。

地域整備課長（土田 覚君） 当初予算では、ちょっと質問とは違うのですが、雨水事業についてもお認めいただいて、もう入札が終わって作業に入っております。今年度末には終わるといふふうに思っています。この汚水事業につきましては、この補正をいただき、大至急作業に入っていきます。繰り越ししないで年度末には終わるといふふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

11番（池井 豊君） 今回繰り出金ということで繰り入れてやっているのですが、内訳的には一般財源なのですか、下水道事業としてこの金額だったら一般財源の繰り出しなのですか、起債を起したりとか、そこら辺のラインってどういうふうに決めているのか、今回この一般財源を使っているというのをこれ言い方おかしいけれども、適切なのかどうかということを確認したいと思っております。

地域整備課長（土田 覚君） この法認可とか、事業認可の都市計画法というのは全て単独費になります。ただ、工事とか、そういう工事に伴う委託費等については下水道事業の補助金がつきます。2分の1です。その残りの企業債に対して交付税措置

がされますので、ちょっと交付税担当でございませぬので、おおむね何割かというところまで申し訳ございませぬけれども、下水道事業債に対して交付税措置がされます。2割ぐらいたっけ、3割ぐらいたっけ。ちょっと色がついていないので、そういうことで交付税措置もされます。ただ、この種の事業計画変更や都市計画法の変更につきましては一般財源になりますので、一般会計の繰入金をお願いしたり、繰越金でも基本的には一般会計で単独事業費になりますので、お金がかかって申し訳ないのですけれども、よろしく願いいたします。

8番（熊倉正治君） 都市計画決定の変更というのは、都市計画審議会で審議をして県に上がっていくというのでわかりますが、農振農用地、除外ではなくて今度戻すわけですから、それというのはどういう流れになっていくのか、ちょっと余り私も経験が過去にもないもので、農業委員会にかかって、その中で県に上がっていくというような流れになっていくのではないかなとは思いますが、その辺の流れがわかれば説明をしてほしいと思ひますし、都市計画審議会、都市計画費がありますから、そっちのほうでこの下水道の分も見ていたほうがいいのではないかなと思ひましたが、今下水道のほうで見るということで、どちらでもいいのかなと思ひますが、その辺の見解って何かあるのであれば、ちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

地域整備課長（土田 覚君） 農振を戻すのにつきましては、私どもの係長のほうから説明申し上げますが、都市計画審議会については基本的には事案があったときに都市計画審議会を開くということございませぬので、雨水事業1回、汚水事業1回になろうかと思ひますが、その都度、その都度、都市計画審議会をお願いすることになりますので、下水道サイドでその案件に対してということ上げてございませぬ。また、年度末には通常の8款の都市計画審議会も開かれることになりますので、それはそちらで計画してございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

なお、農振の絡みについては私どもの係長のほうに説明させませぬ。

下水道係長（風間 力君） 今回の補正で下水道事業の計画変更に伴う審議会、汚水、雨水等おのおの上げさせていたいただひているのですが、そもそも農振除外について雨水事業につきましては農振農用地の区域内で調整池を計画してございませぬので、まずは農振除外が必要であると。一方、汚水事業で予定してございませぬ上横場の処理場用地、あそこにつきましては都法、下法の手続が終わらない限り、農用地編入ができませんというふうな形になってございませぬ。事業の変更については、汚水、雨水と同時にやっけていくのですが、農振の手続上は雨水事業の部分については先に農振除外を

してからではないと手続ができない。汚水の部分については、都法、下法の手続が終わってから農用地編入する流れになっておりますので、それで補正の部分、あと審議会の部分についても2回にとらせていただいております。雨水については、当然地主の方がいらっしゃいますので、そういったところの交渉をさせていただいて、仕事を進める。汚水のほうについては、全て手続が終わってから農用地編入するというような流れになっておりますので、2回というような形になっております。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかご質疑。

なければ、それでは議案第41号につきましては、これで審議を終結いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

承認第6号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり可決しました。

続きまして、承認第7号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第40号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君）　しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君）　異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第41号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君）　しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君）　異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり決しました。

これで、町長提案の議案審査は全て終了いたしました。請願の審査が残っておりますが、一旦ここで休憩に入ります。

午前10時11分　休　憩

---

午前10時27分　再　開

総務産経常任委員長（皆川忠志君）　再開いたします。

それでは、これより請願第1号を議題といたします。

この件につきましては、小池議員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いいたします。

14番（小池真一郎君）　今日のご苦勞さまでございます。紹介議員になっておりますので、これから文書を読み上げ、説明させていただきます。また、その後、皆さんの質疑に対しまして、答えられる分がありましたら、答えていきたいと思っております。

まず最初に、請願者でございますが、新潟県村上市三之町1番1号、全国森林環境税創設促進議員連盟、会長、板垣一徳さんから出ております。

それでは、読み上げます。



「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願書  
カギ括弧とかか申し上げませんので、了承お願いいたします。

[請願趣旨]

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

以上のことから、次の事項について請願するものである。

森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるため、政府・国会等関係要路に対し、「全国森林環境税の創設」に関する意見書の提出を求める。

以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 紹介議員から説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） ちょっと確認で、追加資料をこれもらっているのですけれども、ここに全国森林環境税創設促進議員連盟加入議会名簿となっているのだけれども、これどうして田上これ今まで入っていなかったのだろうか。ここの名簿にはないと思うのですけれども、これはどういう人たちが入っていて、何で田上が入っていなかったのかなと。

14番（小池真一郎君） その件に関しては、私の知るところではありません。呼びかけもなかったと思いますので、あれば当然議論されていると思いますけれども、全く呼びかけがなかったのではないかと思います。

（山間地の自治体だけの声あり）

11番（池井 豊君） 山間地ばかり案内出したのだろうか。

（そういうことの声あり）

11番（池井 豊君） それ言ったら富山なんか1つしかない。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） これ見ていると、南蒲森林組合といいますか、それを構成しているところは入っていないということですか。

（そういうことですの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 三条も入っていないし。

（加茂は入っているの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ご質疑ございますか。

（賛成ですの声あり）

総務産経常任副委員長（高取正人君） 何もないと困るので、自治体の中にこういう山間地を持っていない自治体もあるかと思われるのですが、そういうところも一応一律で税を取って予算に戻すということなのですが、国土保全という考え方ではそういう形なのですけれども、逆にそういう森林を持っていないところに、もうちょっと高い税率を課すような、そういう考えというのはあるのですか。

14番（小池真一郎君） その内容については、恐らくこれから国が審議するところでありますので、今高取委員が言う部分でいくと、森林を持っていないところに関しては、私はこの森林というのは水、特に都市圏は森林関係の水を供給受けておりますので、本来であればもっと高くもらってほしいのですが、これからその辺は国が恐らく考えて審議するところでありますので、私は答弁できませんので、よろしくお願ひします。

（森林のないところがつんと取ればいいの声あり）

12番（関根一義君） 小池さん、これは森林環境税として国民から税を徴収して、各市町村に森林に対する資金として戻しますよというような趣旨のようだけれども、これはあれなのですか、おりてきたやつについてはどのような活用型になると想定されているのですか。例えば田上町で意見書を出しますよね。出すということは、森林環境税が創設されて、田上町には交付税というか、補助金というか、そういうのがおりてくるよね。その場合、田上町としては森林環境を整備するというのはどう

ということが想定されるのですか。

14番（小池真一郎君） 本当にもここに書いておられますけれども、今森林関係の整備につきましては全く手つかずと申しますか、今状態になっております。その大きな要因はここに書いておられますけれども、まず財源がない。では、それを誰がやるのだということになると、恐らく今後こういう市町村において田上町が管理をすることになると、森林組合等の協力で整備をやっていく方法が恐らくとられてくるのかなという、あくまでもこれは想像であります。

12番（関根一義君） もう森林が荒廃してきているよと。もう地権者も森林整備にするような状況になっていないし、高齢化して。今後も後継者も想定できないという状況の中で、これは何とかしなければだめだと、そのために市町村が森林の整備を主体的にやりなさいということをおのこの議会加入者、あるいは自治体加入のこの人たちというのは、そういうものを求めているような感じがしているのだけれども、そういうことが本当に考えてくれるのですか。そんなことが可能なのかと、市町村が主体となって森林を再生するなんていう事業が本当に可能なのかということがまず一つ。

どんなことがこの中で、小池さんは紹介議員だから、そこまであれだと思いうけれども、この何とかという組織、促進議員連盟だとか、促進連盟だとかというところに自治体も加入して、その議会も加盟しているわけだよね。ダブルで加入しているのですよね、これは。この人たちというのは、本当にそういうことを考えているのだろうか、議論しているのだろうか。そこが疑問です。

14番（小池真一郎君） 関根議員がそこまで言われると、この議員連盟の皆さんが意図は、私は田上にはそういう口がかかっておりませんので、会議は参加しておりませんが、ただ、今実態は南蒲の森林組合はここは入るわけですがけれども、今その山林は倒木から、林道が使われない状態になってきておりますので、相当な金額を投入して整備をしていかないと、もう山林がどうにもならないところに来ております。そこで、ここで書いてある、地域の雇用にも恐らく今後関係してくるのだろうと。それが私が言えるのは、ここに三条に焼却場というか、そういう木材の焼却場ができますよね。それを活用も今度は出てきますので、それらも含めて田上町の場合はそういうのと連動すれば、本当はかなり私は効果が出てくるのかなと、雇用も含めて出てくるのかなと思っております。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） いわゆるバイオマス発電のことをおっしゃっているのですね。

14番（小池真一郎君） はい。

12番（関根一義君） それは、言葉でそういうことなんて言われても、そんなのは事業化して森林が再生できるなんていうふうには私は考えないのだけれども、それは議論空転しますので、いいですけども、そこで俺インターネットでいろいろ調べてみたのだけれども、疑問があって。全国森林環境税の創設に関する決議は24年の5月に行われているのだけれども、この創設促進連盟の会長と創設促進議員連盟の会長、自治体と議員、両者で決議してしまして、そこではこの課税の対象については二酸化炭素の排出源を課税対象にするのだというふうに言っているわけです。それならそれでまた理屈はわかる。昔の何とか税、自動車税か、道路税か、あんなものをイメージしているのだから、自動車税に税金を賦課して、それを道路建設に回すのだというふうな税収方法をそういうふうにしたわけだから、この二番煎じをやろうとしていると思うのだ。今度は、二酸化炭素の排出源を課税の対象にして税金を取れやと、取ったものを森林の荒廃の対策に使えと、こういうふうに言っていると思うのだけれども、これがなぜ今度いわゆる住民税の均等割にかぶせて、今度はそういう排出対象から課税するのではなくて、全国一律に、全国一律かどうかというのは制度設計されていないからまだわからないのだけれども、そういう徴収を求めるといのは何でそういうふうに変ったのか。当初の段階では、排出源を対象にするのだと、こういうふうに言っていた。排出源についても一般国民もそこに入りますと言うと思うのだよね。言うと思うのだけれども、「日常生活しているときもおまえらCO<sub>2</sub>出してるねか」と、「みんな対象なんだ」と言うのだと思うけれども、そこには要するに課税の濃淡があると思うのだ、そういう考え方からすれば。排出源を課税対象にするという考え方からすれば、濃淡をつけて要するに取るということになると思うのだけれども、そういうふうになら何でここが変わったのかなんていう疑問が1つあります。

もう一つは、地方自治体の意見を踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討しているのだと、政府はそういうふうに言っているのだというふうに書いてありますよね。これというのは、地方自治体の公共団体の意見を踏まえながらというふうにあえて言うというのは、これは各地方においては先ほども言っていたけれども、関係のない要するに自治体もあるわけです。森林とは関係ないという、おおよその言い方がおかしいけれども、そんなに大きな関係は発生していないのだというところもあるわけだから、一律のやつについてはおかしいという議論がものすごく全国的にあるというふうに記載しているわけ。そこで、政府としては地方自治

体の意見はもう一度尊重しなければ制度設計はできないのだというふうに言っているわけです。そのことがここに書かれていることなのだけれども、そこからいえば私たち田上町としてどういう意見書を上げるのかというのは、私たちの主体的な判断でいいではないかというふうに私は思うのだ。だから、県議会も見ただけでも、県議会も全会一致可決しているなんていう、多分何も議論しないで可決したのだと思うけれども、そういうふうになっているわけです。今回もみんな一律に意見書については、こういうふうな中身で要するに意見書提出を求めていると思うのだけれども、その辺はそういうふうのうちら考えればいいのかないかなというのがあるのです。うちらはうちの主体性でもって意見書を上げたっていいではないかということなのか、いや、そうではなくて、ここにあるように促進議員連盟の趣旨に基づいて採択してくれということなのか、その辺の考えというのはどういうものか。

14番（小池真一郎君） まず、本当に申し上げたいのはこの内容につきましては、これから国が恐らく審議をしていく、内容については。そして、私はこのものが急遽こういうふうに出てきたというのは、これ今日は災害です。山林を含めた地方の災害が大きな役割や、この請願の趣旨が出てきたのも関連しているのかなと。そこに大きく載っているのは、災害の要因になっている木材、倒木、それらがテレビで映ってくると、この山林、今現状のままていくととんでもないことになるなど。そして、私どもが一番危惧しているのは、今まで地方も山の近くに住んでいた人が自分たちが一番いい場所に住んでいると思ったのが、突然土砂で流されたりしてくる危険性が出てきている。そういう部分も考えると、私は森林はもっと早くから皆さんに大事なのだということをお知らせしなければだめだし、もう一つは飲料水です。この役割が非常に大きくかかわってくるのですが、今このまま放っておくと森林の浄化作用がかなり落ちてくるのかなという部分もありますので、私は国民の皆さんから均等にいただいて、この山を守る今時期に来ているのだらうと、そして参考資料に載っていますけれども、森林の役割、ここを私は行政も含めてもっと皆さんに周知することができると、関根委員が言っている部分はある程度国は考えてくれるのかなと思います。私が答弁できるのはその辺だけです。

5番（今井幸代君） では、クールダウンの時間をいただいて私のほうから。

趣旨は、やっぱり水は命の源ですから、そういったところに大きく関係する森林環境を保全していくという趣旨は非常によく理解ができます。しかしながら、現状、実態としまして当町は南蒲の森林組合が主になると思うのですけれども、その実態を考えると趣旨文の中で林業衰退の様々な要因といたしますか、記述がありますけ

れども、そもそも林業従事者のやる気といいますか、主体性の問題も非常に大きくあるのだろうというふうにも思っています。県のほうでも県産材木を活用した場合の補助金ですとか、林業推進に当たって後ろ盾をしている部分もあるにもかかわらず、なかなか実態としてその林業活性化のほうには正直結びついていない、当町においてはそういう実態もある中で考えると、徴収した後のはけ口がどのように活用されるかという部分に対してのやっぱり不安、見通しがなかなかできないという不安はあるのかなというふうに思います。というふうにも私自信も感じます。

とはいえ、放っておくわけにもいきませんし、荒廃していく中でそれを見過ごすわけにもいきませんし、都市部においては正直山や森なんてというのが感覚としてあろうかなとも思うのですけれども、今ほど紹介議員おっしゃられた水、飲料の問題というのも非常に大きいですし、最近では北海道あたりは資源を山林等を大きく、大もとは水資源なのですけれども、そういったものを大きく中国国籍の企業や個人等を買われてしまっているというような実態も踏まえると、ある程度そういった国として資源をきちんと国益として守っていくという部分は必要であろうというふうに思いますので、そういった意味での環境税の創設はやっぱりしていくべきだろうというふうに思います。ただ、その後の制度設計においてはまだまだ議論の余地があるのかなというふうに思いますので、そういった環境税の創設をして資源保全をしっかりしていくのだという部分の趣旨に関しては理解ができるかなというふうに思いますので、意見として申し述べておきたいと思います。

12番（関根一義君）　ここに、これも引っ張り出してきたのだけれども、これの森林環境税がどういう効果をもたらすのだということところです。宣伝しているのだ、この促進議員連盟とか、促進連盟とかという人は。そこにこういうふうい書いてあるのです。「全国森林環境税の創設によって、市町村により充実した林業対策を実施することができる」と、こういうように書いてある。本当にそんなことをさせる気なのかと。税金取ったよと、今度はその幾らかを自治体の状況に案分して金おろすよということ、その使い道については本当に国民に言っているように、森林の再生を地方自治体がやるということなのだと、やってみなということなのだと、俺はそんなもの非現実的だと思う。田上町に照らし合わせて考えると、田上町の森林の再生事業は、町の事業としてやるなんていうのは俺はほとんど考えられない。誰にやらせるのと、これは国の責任でやる以外ないと思うのです。地方自治体にやらせるなんてことでなくて、国の責任で国土保全の事業の一つとしてやらせるくらいの、そういう意見書で俺はあるべきだと思っているのです。だから、いわゆる目的税に標準をあわせ

た意見書というのは、何かやっぱりまだ私の中では違和感があります。そもそもこの目的税によってどれだけの税収を想定しているのだと。この制度ができたというときに、どれだけの税収を想定しているのかということなんか何にも示されないで、この税金の、税制の創設だけが先走っているというのは、何かやっぱり余りにも政治的というのはちょっと表現悪いな、何かやっぱりそっちのほうだけに走る傾向としてあるのではないかというふうに思っていますけれども、その辺どうなのですか。私はそういうことも危惧しています。

14番（小池真一郎君） 関根議員が言われるのは、本当にごもっともな意見や質疑なのですが、そもそもこの森林がおかしくなったのは木材の自由化、これが始まりまして森林組合は全く機能しなくなってきた。そして、国内の生産される木材のほとんど使用されないという現実になりました。それで、今今井委員が先ほど言いましたように森林組合が全く機能しなくなってきた。私は、これを機会にこの森林組合をもう一度再生することによって、地方の雇用も含めて、そして私の夢ですけれども、田上で育った木材で住宅を建てるぐらいの構想をやるぐらいの森林組合になってほしいという思いがあります。だから、今これから恐らく国のほうで審議されるのでありますけれども、本当に私どもが言いたいのは恐らくいっぱいあるのですが、国の様子を見てからになるのだろうか今のところは思っています。

12番（関根一義君） 最後にしますけれども、この趣旨というのは、私は趣旨の部分はわからないと言っているわけではないけれども、近い将来、これは農地に行くのです。農地が耕作放棄地になる。いろんな形に進んでいく。そうすると、農地保全というのも出てくるわけです。そうすると、農地保全についても国民の目的税でもって金取って農地保全せよという議論になりかねないのです。そんなことになったら大変の話だと私思っているわけです。だから、安易にこれは考え過ぎているのではないか。国費でやりなさいという要求ならわかります。国費でやれと、財源捻出もそれは国の責任でやりなさいと。ちゃんと山林の保護、吸収源対策。吸収源対策というのは、CO<sub>2</sub>を吸収させるために伐採させなさいと、しなさいと。山林保全はきちっとしなさいというのは、吸収源対策だと思うけれども、そういうやつは国の責任でちゃんとやりなさいという意見書ならあれなのだけれども、そんな対応で本当に住民の皆さんが理解するのかと。

大きく構えて森林は守らなければならない、これは守るのは国土保全なのだから、これを守らなければ住民の利益も守られていかないのだなんていう大きな袋でばさっとかけて、「おまえらものを言うな」なんてばかな体質だと思う。しかし、現実何

を求めているのかというふうなことを細かいところに議論していくと、なかなか大変なのだがなと、ああいう思いで。村上の何とかという人が促進議員連盟の会長だというのだけれども、全国の会長ですよ、この村上の板垣さんというの。なのだけれども、村上にいればやっぱり森林対策というのは、山の中に住んでいるのだから、もうそれは住民もそういう思いになるはずなの、山の中に住んでいるのだから。ところが、山の中に住んでいない自治体の住民というのはなかなか難しいですよ。だから、十分な議論をした上で採択するなら採択をすることが必要なのではないかと私は思いますけれども。

14番（小池真一郎君） 今私が申し上げたいのは、本当に私はこれは30年前であれば国費で国がきちっとやるべきだったろうと私も思います。ただ、今の現状というのは全くどこも手つかずというか、放っておきましたので、相当な経費をかけないとかえって中途半端に何したのだということになりかねない。恐らくこれから長期的に定期的に整備をしていかないと、こんなの取ったって何しているのだと言われかねないことが考えられますので、国のほうでこれからきちっと議論してほしいなと思っております。

8番（熊倉正治君） 私が言い出しっぺでもないのですけれども、要するに突然この要請が来て、はっきり申し上げると最初は陳情だったのです。では、文書配付でいいのかなと思っていたら、何か県議会も動きがあって市町村全部にやっぱり要請をしたいと。それで、局長は何か議長会の会議に行ったときにも村上に連絡をしたら、県の議長会にも請願書としてそれぞれの市町村にお願いをして、みんな意見書をまた出してもらいたいという要請は改めてするみたいな情報もありました。それで、陳情書が請願書に、鏡だけでしたけれども、変えたという経緯もありました。市町村と議会と入っているところと入っていないところもいろいろあるわけですから、私もいろいろ調べてはみたのですが、はっきり申し上げてううんというのも正直のところあるのです。ありますけれども、今関根委員が言っていた山のない都道府県はないかと思いますが、島になればないところもあるかもしれませんが、市町村、県通じて山のないところはないだろうと思います。

そういう意味で言うと山のある人とない人との不公平というかはあると思うのですけれども、いろいろインターネットなどで調べてみたら、こんなことを言っている人がいるのです。「森林所有者は、森林を管理することによって、これら要するに水源涵養とか、土砂流出とかという、公益的機能を維持している」と、所有者は。「でも、公益的機能の受益者である地域の住民や企業はその対価を払っていない」と、



いわばただ乗りしている状態だとまで言っているのです。そういう意味で全体に公平にということであれば、こういった森林環境税を創設してもいいのではないかと、要するに公益的機能、水源涵養と土砂流出とか、ここにありましたよね。地球温暖化もそうなのでしょう。この3つがそれぞれ山を持っている、持っていないにかかわらず、機能を維持していかなければならないということになれば、負担してもらってもいいのではないかとというようなことを言っている人もいます。

これもたしかそうかなと思いますけれども、あとこの税の流れというのが何かすごく昭和61年からずっと流れがあって、水源税構想と流水占用料構想、これも川の水源の関係なのでしょうけれども、そういうものがあったり、森林・河川緊急整備税構想、要するに山を保護していこうというような、それが昭和62年ごろにあって、平成3年には森林交付税構想というようなものもあったらしいです。それで、ずっと来て地方交付税措置で平成3年ごろに林野庁とか、建設省とかというのがやっぱり山とか川は保護していかなければならないみたいな動きもあって、平成15年に全国森林環境税・水源税構想というようなものもあって、それで最終的に平成18年に全国森林環境税構想というような動きになっていたらしいです。環境省とか、林野庁とか、建設省も相当かかわっての動きにはなっているけれども、なかなか現実には至っていなかったというような動きもあったようでございますので、今回は意見書を出すにしても、要するに国のほうで中身としては平成30年度税制改正において森林環境税の創設に対しては結論を得るといふふうに明記をされていると、税制改正大綱の中に。だから、「森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める」と、中身は余り言っていないのですよね。この制度を早く導入してくれという言い分になっているので、この辺も今の議論を考えるとうんというのもあるのですが、私は制度を早く作れという部分ではいいのかなというふうには思いますけれども。

以上でございます。

12番（関根一義君） これ、意見書は案はあるのですか。

（これから配りますの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかよろしいですか。

それでは、請願第1号に対していろいろなご質疑が出たと思いますけれども、ここで終了いたします。

これより討論及び採決を行います。採決後に案をお配りしたいというふうに思います。

12番（関根一義君） 最初に配ってもらったほうが、どういう意見書として採択をしたいと考えるのかというのが先なのではないですか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 手続上は、これの趣旨の踏まえた意見書ですから。

12番（関根一義君） そうすれば、私意見あるのです。意見書については、環境税を早期創設を求めるなんていうことではなくて、環境税の創設に当たっては……

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、今の関根委員の考え方については討論に入りますので、討論の中での発言ということによろしいですか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） では、一旦お座りください。

それでは、請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） それでは、討論ですけれども、私の意見を申し上げたいと思うのですが、趣旨については重々理解をしています。疑問はあるにしても、趣旨については理解をするというふうに私はそういうことで考えています。ただ、意見書の内容について私の意見があります。環境税の早期創設を求めるという趣旨の意見書ではなくて、創設に当たっては地方における税収に対する不均衡、そういう意見を十分尊重しなさいというふうなことで私はやるべきだというふうに考えておりますけれども、創設を求めるということではなくて、創設に当たっては地方の意見を十分聞けというふうにすべきだと思います。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかご意見ございますか。

それでは、討論ございましたので、請願第1号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案は採決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は採択と決しました。

それでは、意見書をこれから皆さんのほうへ配付いたしますので。

（意見書配付）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今ほど意見書の案について、皆さんのほうに配付いたしました。これによろしいですかということではなくて、では委員長のほうから読み上げます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び……前段は同じですから省略

してよろしいですか。

記以下、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に対し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上であります。

12番（関根一義君） 私は、ここにも意見書なるとははっきりと出てくるのです。個人住民税均等割の枠組みの活用をして制度を創設しなさいというふうに出てくるわけです。だから、こういうことを地方の意見書として私は言うことについての疑問があります。だから、私は創設するということについてはいろいろ議論してきましたから、百歩譲ってというか、了解するにしても、こういう住民税均等割を枠組みの基本とするということについては、これは疑義があると。これから制度の設計をどうするのかというのを議論するのだと言っておきながら、政府の根幹をここにうたっているわけですね。それをやはりいかなものかと。制度の創設を求めるのが請願の趣旨であるならば、ここまで言うべきではないと。だから、したがって、個人住民税から次の関してということまで、カギ括弧の手前まで、これは削除すべきだというふうに私は思います。

6番（椿一春君） 私も税の創設はいいのですけれども、もっと恩恵を受けているところ、例えば企業ですけれども、CO<sub>2</sub>を排出しているところですか、水を販売しているような事業所、そういったところにも事業所割も含めて取るようなものを入れていただきたいというふうに考えております。

以上です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

それでは、意見書についての意見が出ましたけれども……

（休憩して各派代表者会議とかも含めての声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、一旦休憩に入ります。

午前11時10分 休憩

午前11時15分 再開

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、会議を再開いたします。

今ほど皆さんのほうから、委員のほうからも活発な意見いただきましたけれども、今ほど申しあげましたように、意見書につきましては請願第1号が起立採決で賛成多数で採択されました。したがって、それに伴っての意見書についても意見が付されたというところでございますけれども、これにつきましては採択されたということで最終日の本会議で委員長のほうから意見書の案を読み上げます。それについて、またご意見等あれば本会議の場で意見を言っていただくと。私が言うべき話ではないですけれども、本会議でまた起立採決というような形に実際にはなろうかなというふうに思っていますので、これでいきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

12番（関根一義君） 委員長、ただ、今までの田上町の意見書採択に当たっては、請願に書かれているやつをそのまま意見書として提起するというのではなくて、田上町としての議会としての議論を踏まえて意見書案文については作成してきた経緯があるのです。だから、そういうふうにならずとやってきたのです。では、田上町としてはこの文章表現はいかがなものかという意見があれば、それについて削除しようとか、修正しようとかというふうにして、独自の意見書として作成して採択をしてきたのですけれども。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今の委員の皆さんの各派代表者を本来は集めて、もう一回意見集約をしたほうがいいのかもわかりませんが、このままでいいというところの、会派の代表が全部おられるので、会派の代表からはそういうふうに承ったと私は思っていますけれども、ただ調整がつかないという部分はあろうかというふうに思います。

12番（関根一義君） そういうふう処理するのであればしょうがないです。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今のところそうするしかないと思っていますけれども。

（この意見書というのは、請願に至った意見書の原文なの  
ですかの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 原文というか、これが請願書です。これに伴っての実際にここは関係機関というふうになっていますから、今度はこれどこに宛てるのですかという、これが意見書の本文になります。

12番（関根一義君） これは、要するにひな形なのでしょうと。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ひな形というか、皆さんにお諮りするひな形です。

12番（関根一義君） いやいや、向こうから来たひな形なのでしょう。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 中身がですか。

12番（関根一義君） だから、向こうから来たひな形そのものなのでしょうと。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 向こうから、請願者はいますけれども、請願者から了解をいただいたものです。

（こっちが作ったのですかの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） だから、請願者がこれに伴っている意見書を全て代表というか、紹介議員が全部作ったものなのです。

（同じ内容できていますの声あり）

12番（関根一義君） 同じ内容で請願書と一緒に提出されたものなのでしょう。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そういうことです。でも、紹介議員が1度今のこれを直した……

（直せるのであれば、直してもいいのではないかの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ただ、もうこれでいいのではないかという意見もあるので。

（そこを変えると請願の根幹がおかしくなってしまうのではないかの声あり）

12番（関根一義君） 請願の根幹は制度設計を早急にやってくださいというのが制度の根幹だというふうに説明を受けた。

（関根さんは個人住民税の増のことがあるということで請願に反対したわけでしょうの声あり）

12番（関根一義君） これがあるから反対したのです。

（ここが請願の根幹なのではないのですかの声あり）

12番（関根一義君） 請願の趣旨の大目的は、制度設計を急いでくださいというのが請願の趣旨だというふうに説明も聞いたし、要するにそういう議論もやったから。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 休憩します。

（再開していたのですか、私ずっと休憩だと思っていたの  
声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 一回再開したけれども。

休憩。

午前11時20分 休憩

---

午前11時31分 再開

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、再度請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。全会一致を求めたいのですけれども、それなら賛成ですか。

（いいですよの声あり）

12番（関根一義君） 修正された内容で私は了解です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） お諮りいたします。

本請願を採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 最初からご異議ないという段取りでよろしいですか。それとももう採決は送られたと、そのときは反対されたわけですよ。それは、反対は反対として。

12番（関根一義君） 反対したけれども、意見書の修正はなされたので、わかりました、賛成です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、最後もう一回確認いたします。

意見書を内容について今ほど正規に諮られましたけれども、これでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、ご異議ありませんので、この意見書の内容で本会議で提案いたします。

それでは、これをもちまして本委員会に付託されました案件については全て終了いたしました。

以上で散会といたします。

ご苦労さまでした。

---

午前11時32分 散会

平成29年第5回定例会  
総務産経常任委員会会議録  
(第2日)

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成29年9月21日 午後2時30分
- 3 出席委員
- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番  | 熊 倉 正 治 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君   |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君   |     |           |
- 4 欠席委員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
副 町 長 小日向 至 総 務 課 長 吉 澤 深 雪
- 6 職務のため出席した者の氏名  
議会事務局長 小 林 亨
- 7 傍聴人  
新潟日報社
- 8 本日の会議に付した事件  
議案第43号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中  
第1表 歳 入  
第2表 地方債補正

---

午後2時30分 開 議

---

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今ほど議案第43号が付託されましたので、これから審査を行いたいと思います。

議長の挨拶はほどほどにしまして、差し控えたいと思いますけれども、副町長、ご挨拶をお願いします。

副町長（小日向 至君） お疲れさまです。町長が社文のほうに顔を出しておりますので、大変恐縮ですが、私がこちらのほうで対応をいたしますので、よろしくお願ひします。

以上です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第43号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定についてでございます。

それでは、執行側から説明をお願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） お疲れさまです。それでは、議案第43号について内容のご説明を申し上げます。

議案書の1ページからになりますが……

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） すみません。新潟日報さん、傍聴の願いが出ていますので、これを許可しております。申し訳ない。ちょっと順番が狂いました。

では、執行側。

総務課長（吉澤深雪君） 議案第43号であります。先ほども町長の提案理由にありましたとおり、8月29日の全員協議会で第1報ということでご報告させていただいた内容の田上小学校のアスベストの関係、それから田上中学校の屋内消火栓のことについて早急に対策を講じるというようなことの内容であります。

それでは、1ページからになりますが、一般会計補正予算（第6号）ということで563万7,000円の追加であります。

歳入としましては、7ページになりますが、19款の繰越金になります。一般財源としまして、443万7,000円を追加させていただくものでありますし、21款町債ということで、教育債ということで教育施設等整備事業債、一般単独・石綿対策事業債



ということで120万円借り入れを今回追加させてもらいたいということであります。なお、この教育施設等整備事業債については、元利償還金については40%を特別交付税で算入されると。ルール分というようなことでもありますので、それについては幾ら幾ら交付税に算入しましたということが明示されるような内容になっております。

2の第1表の歳入については以上でありますし、第2表の地方債補正については、ページ戻りますが、4ページになりますが、今ほどご説明申し上げました地方債の補正ということで、教育施設等整備事業債、限度額120万円追加をお願いするものであります。

説明については以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ただいまの説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） なしだけれども、この関係資料は説明何もないのだ。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明できますか。

副町長（小日向 至君） 担当部局ではないので、詳細はちょっと申し訳ありませんが、前回全協のときに説明したときの資料は一般的なよその写真を使っていたものですから、皆川議員さんからわからないということで現場写真を撮ってきたのがこれです。ごらんとおりの状況で、管の中を確認すると、管の中にアスベストが一部ちょっと落ちている程度の非常に軽い状況だということで、基本的には封じ込めをする作業をしようということですので、ウレタンを入り口と出口に詰め込むと。したがって、この煙突はもう使わないわけですから、そのために暖房が使えなくなるわけです。それで、備品のところにありますストーブ10台を使って対応したいということで、後で町長もお話しするかもしれませんが、基本的には来年度あたり中学校も含めて3校全部冷暖房の補助金を国に申請していこうという考え方ですので、とりあえず当面の対応にしていこうということで、取り除くとか、壊すとかという作業をしないで、一番安い形でここを埋めようという、そういう考え方の中で今回の提案でありますので、よろしく願います。

あと、補助金申請なかなか厳しいそうでもありますので、申請したからといってすぐつくかどうかはちょっとわからないので、そういう考え方で今回のこの工事に入っていますので、よろしく願います。

総務産経常任副委員長（高取正人君） こちらの処置の状況について、ウレタンという

話が出たのですが、煙突で火の気があるようなところで使わないということなのですけれども、火災とかが起きたときに燃えるおそれがありますので、やっぱり不燃性のものでふたをしたほうがいいのではないのでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） これは……

総務産経常任副委員長（高取正人君） 向こうではないので、聞いてもだめだと思うのですが。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） これ参考意見ということでよろしいでしょうか。正式に扱う……

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今の意見ということでよろしいですね。

総務産経常任副委員長（高取正人君） はい。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、付託された案件につきまして皆さんご質問ないようであれば、質疑を終結いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決しました。

それでは、これをもちまして委員会に付託された案件につきましてはこれで全て終了いたします。

なお、総務課のほうから配られました資料につきまして説明をお願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、先回の総務産経常任委員会、一般会計補正予算の第5号で、原ヶ崎の交差点の改良ということでご説明申し上げました。その中で資料請求がありましたので、今段階でのどのような内容で交差点改良していくかということで平面図をお渡ししてあります。ちょっと見にくいのかもかもしれませんが、丁字路がありまして、今現在ある横断歩道というのがこの図面でいいまところの左側、役場寄りのほうに今現在横断歩道ありますが、それ以外に加茂寄りにもう一つ横断歩道を設置し、さらに町道にも横断歩道を設置したいというようなことであります。町道については、特に今この理容はるみさん側のほうが大分ちょうど横断

するにはそういうふうな形になっていないものですから、その辺いろいろその実態にこの横断歩道等を使えるようにこの関係をいろいろ改良していきたいということでありまして、歩行者溜りというようなことで、それで設置したいというようなことでもありますし、道路も町道坂田・湯川2号線から出てくる車が結構ショートカットして入ってくるような関係もあるものですから、そこを厳密にしていきたいということでもあります。もう一つの国道側については、県のほうとの協議し、県のほうである程度やってくれるというような話なのでありますが、鈴木クリーニングさんの前については歩行者溜りになるように車と完全に分離をするというようなことで、ガードレールや車どめ等を設置していくというようなことでもありますから、交差点内では今後は車は駐車できないということになっています。ただ、この信号機を設置するに当たっては、こういう形でなければあのまた信号機は難しいということでもありますので、今後条件を整え、また信号機の設置等を進めていきたいということでもあります。クリーニング鈴木さんについては、事前にこういう形でやっていきたいということで了解を得ながら進めておりました。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 特に質問はありますか。

5番（今井幸代君） ちなみに、信号機を設置する予定箇所みたいなというのは、この図面でいうと、どのあたりになるのですか。

総務課長（吉澤深雪君） この図面にはまだ表示されていないのですが、一応ある程度の警察の考えでいいますと、クリーニング鈴木さんの横断歩道両側の方向、加茂から来るもの、田上から来るものをそれぞれ別々に見れるような形に2基設置していきたいと。車用です。それから、クリーニングさんの脇、丁字路から真っすぐ出てクリーニング屋さん側のほう、ガードレールありますが、そこに町道から出てくるものについて1基設置していくというような形で構想を練ることになります。まだ正式的には全然それは固まっていますが、一応そんなようなことで協議をやっていきたいなということでもあります。

以上ですが。

11番（池井 豊君） これは、鉄塔は建てないのだよね。車をぶつけてへん曲がったあれはもう全然そのままです。

総務課長（吉澤深雪君） はい。

6番（椿 一春君） 今これ広場のほうのASと書いてあるのですが……アスファルト。これ歩道のところも今度アスファルトになるのでしたね。

(運動広場の声あり)

6 番 (椿 一春君) 運動広場の……

(何事か声あり)

6 番 (椿 一春君) アスファルトでしたっけ、今も。

(うん、もう舗装されているの声あり)

6 番 (椿 一春君) すみません。

総務産経常任委員長 (皆川忠志君) それでは、これで付託された案件が終わりましたので、これで総務産経常任委員会終わりたいと思います。

報告は、委員長のほうで報告いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で終了します。

---

午後 2 時 4 3 分 閉 会

田上町議会委員会条例第 2 7 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

総務産経常任委員長 皆 川 忠 志